

随意契約の相手方等の公表(随意契約後の公表)

富山県会計規則第 100 条第 2 項第 3 号の規定により次のとおり公表する。

令和 6 年 4 月 1 日

富山県知事 新田 八朗

- 1 随意契約に係る委託業務名
富山県立黒部学園芝生・植栽管理業務
- 2 随意契約をした室課の名称及び所在地
富山県立黒部学園 黒部市石田 6 7 7 1 番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和 6 年 4 月 1 日
- 4 随意契約の相手方の住所又は所在地及び氏名又は名称
黒部市吉田 7 4 5 番 3 社会福祉法人くろべ福祉会
- 5 随意契約に係る契約金額
金 6 6 5, 9 1 8 円 (消費税及び地方消費税を含む)
- 6 随意契約の理由
地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に該当するため。